

平成 25 年度第 1 回川崎市地域福祉計画協議会 会議録

会議の概要

	開催日時	平成 25 年 5 月 24 日（金）午後 2 時から 3 時 40 分まで
	開催場所	第 4 庁舎 4 階第 5 会議室
出席者	出席委員	11 名
	事務局	4 名 他 委託事業者
	欠席委員	6 名
	次第	<委嘱状交付式> 1 第 4 期川崎市地域福祉計画協議会委員の委嘱 2 健康福祉局長あいさつ <第 1 回協議会> 1 自己紹介 2 議事 （1）委員長の選出 （2）副委員長の選出 （3）第 3 期川崎市地域福祉計画の事業実施状況について （4）第 4 期川崎市地域福祉計画の策定について （5）今後の予定について 3 その他
	傍聴人の数	0 名
	配付資料	資料 1 第 4 期川崎市地域福祉計画協議会設置要綱 資料 2 委員名簿 資料 3 平成 24 年度事業実施状況評価 資料 4 第 3 回川崎市地域福祉実態調査報告書概要版（要約） 資料 5 第 4 期川崎市地域福祉計画策定指針 第 3 期川崎市地域福祉計画（冊子） 第 3 回川崎市地域福祉実態調査報告書概要版

議事要旨

発言者	発言要旨
事務局	第４期川崎市地域福祉計画協議会委員の委嘱状交付式を開催する。 健康福祉局長より委嘱状交付を行う。
健康福祉局長	皆様には委員を快諾いただきありがたく思う。 本市では、人と人とのつながりを再構築し、地域福祉の推進を目的として、平成17年３月に第１期地域福祉計画を策定した。その後、社会情勢や地域福祉を取り巻く環境の変化に対応し、本市の総合計画の実行計画との整合を図るため、平成20年４月に第２期川崎市地域福祉計画、平成23年４月に第３期川崎市地域福祉計画として改訂した。現在は第３期計画に基づき地域福祉を推進し、地域における見守り、助け合い、支え合い等のコミュニティづくりを目指して新たに地域見守りネットワーク事業などの取り組みを始めたところである。本年度末を持って第３期計画期間が満了を迎えることから、市民や各種関係団体のご意見を伺い、来年度からの新たな計画を策定するために設置したのが第４期川崎市地域福祉計画協議会である。住民の視点に立ちながら、第３期計画を踏まえ、状況の変化に対応して実施する事業展開の見直し等、活発な議論をお願いしたい。
事務局	引き続き、第１回第４期川崎市地域福祉計画協議会を開会する。 各委員より自己紹介をお願いする。
各委員	(自己紹介)
事務局	(資料の確認) 委員長の選出までは健康福祉局地域福祉部長が座長を務めさせていただく。
事務局	議事（１）委員長の選出 川崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱第３条３項により、委員長は委員の互選で選出することになっている。事務局からの提案として、第３期地域福祉計画の策定及び第３期地域福祉推進検討会議の委員長である小野委員を推薦させていただくが、いかがであるか。
各委員	異議なし（拍手）
事務局	それでは委員長には小野委員が選出された。よろしくお願いします。
事務局	今後の議事の進行は小野委員長にお願いします。
委員長	皆様のご協力のもとに進めていきたい。様々な社会福祉の制度改革が進んでおり、生活保護法の改正が今月中に国会を通るであろう。生活保護だけではなく生活困窮者自立支援法、子どもの貧困連鎖を防止する貧困対策法の３本が出ているので、計画にも影響するところがあると思う。生活保護費が増大する中、2015年までに３段階に分けて減額されると思われるので、生活保護受給者も大変なことになるであろう。 議事（２）副委員長の選出である。 副委員長も委員の互選で選出することになっているが、第３期に倣い、医療・保健福祉団体を代表する委員である、川崎市医師会副会長の木村美根雄委員と川崎市社会福祉協議会会長の斉藤二郎委員をお願いしたいと思う。本日は

	二人とも欠席であるので、私から内諾を得ることで一任いただきたいが、いかがであるか。
各委員	異議なし
委員長	議事（３）第３期川崎市地域福祉計画の事業実施状況について、事務局から説明を願う。
事務局	（資料３の確認）
事務局	（第３期地域福祉計画冊子に基づき川崎市地域福祉計画について説明） 19 ページにあるように、第４期計画においても、具体的な区独自の課題を解決する区計画と、市計画は全市的な課題を解決し区計画を支援する計画と位置付けている。 20 ページ区計画及び地域福祉の推進支援について、「連携強化」として、各種福祉団体との連携を図りながら、地域福祉の円滑な推進を図るために連携強化を進めていきたい。「人材育成」については、社会福祉協議会においてコミュニティソーシャルワーク研修として、困難事例からみえるケアマネジメントに対する手法や、福祉マップづくり、「行列のできる講座の極意」などを行っている。「情報提供・情報交換」については、総合福祉センターに設置した地域福祉情報バンク等において地域福祉関連の身近な情報を配信しており、毎月2,000 人を超えるアクセスがある。 地域福祉計画の基本理念は前計画から引き続き「活力とうるおいのある地域づくりをめざして」となっている。 22 ページ「計画の位置付け」は、川崎市の総合計画「川崎再生フロンティアプラン」にリンクし３年ごとの計画となっている。基本目標のもと、地域福祉計画は保健・医療・福祉分野の各個別計画を地域という視点で整理し、更なる地域社会の課題解決に向けた体制づくりを進める位置付けとしている。 川崎市社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画は平成 23 年度から 27 年度までの５年計画となっている。 24 ページに計画の推進と評価について記載されている。 （資料３に基づき平成 24 年度事業実施状況に対する評価・意見について説明） 参考資料として、民生委員児童委員一斉改選に向けた「こんにちは民生委員児童委員です」というリーフレットを作成し、６月に全市町内会回覧を行う予定である。 また、平成 24 年度に作成した地域見守りネットワーク事業のリーフレットも参考資料としている。民間事業者で地域見守りに関する協定を結んでいるのはＬＰガス協会、新聞販売組合、生活協同組合、金融機関や郵便局、乳製品販売業者等である。高齢者の見守りについてはセブニーイレブン・ジャパンと協定を結んでいる。現在 14 事業者 488 事業所とネットワークを拡充しているところである。
委員長	ここまでの説明で、ご質問、ご意見はあるか。
委員	要援護者の支援組織用のガイドラインができており、チェックリストや支援

	のポイントなどが詳しく載っている。3月に改訂版が出たということは以前からあったということか。組織用なので直接関係が無かったけれど、今後町内会自治会などに進めていただければよいと思う。
事務局	改訂には時間がかかったようである。大震災以後、見直しを進める中で危機管理室が自主防災組織に向けて、支援の手引きとして作っているものである。改訂に当たっては要援護者に関係する部署とも情報共有している。関係団体からの要望なども踏まえたものである。
委員	第4期に向けて、何を進めていくか悩んでいるところである。 市、区、社会福祉協議会等いろいろなところが連携してやっている中で、特にフロントでする人材と方法、場所が大事である。 民生委員は重要な位置付けであるが、欠員が出ている状況というのは、現在は解決しているのか。あるいはこれも含めて第4期に関して検討していくのか、私たちの役割が把握できていないので、ご説明願いたい。
事務局	ご質問については大事なところであり、次の議題で議論いただく。欠員は現在でも充足されていない。民生委員は地域の課題解決のための中核的存在であるので、計画策定において方法論等ご議論いただき、市では、活動しやすい環境づくりというテーマを打ち出し、区計画に位置付けてもらうように考えているところである。
委員長	民生委員の欠員は全国的な問題であり、行政は何とか欠員が生じないように努力しているが、なり手がなかなかいない状況である。
委員	私の民協でも欠員が出ている。そうすると他の民生委員の負担が大きくなる。新しいマンションができると、関心があっても世話人会ができないのが実情で、改選に向けて困っている。250世帯も入居していれば必要になるが、世話人会は7人以上集まらないと推薦できない。
委員	世話人というのは民生委員を実務的に充足するのではなく、推薦するだけであるか。
委員	そうである。
委員長	新築マンションでは町内会自治会ができない。新築マンションでは民生委員も中の実態が分からない。オートロックで高齢者がいるのかも把握できない。
委員	ひとり暮らし高齢者調査に関して、民生委員が調査すると高齢者が6人くらいいるのが分かり、集会室で月1回集まって話をするようになった例もある。若い人は無関心の人が多い。
委員	サロンをしたことがあるが、来る人は少数で、出てきてほしい人が来ない。どうやって見守りネットワークの体制を作るか、市や区に課題としてあがっているので、方法論を考えていかななくてはいけないと思う。
委員	実態調査によると相変わらず地域福祉計画の認知度が低く、さらに知らない人が増えているのはどういうことかと思う。周知していつて第4期につなげていく計画にしなければいけないと思うので、そのあたりも議論しなければいけ

	ない課題だと思う。事業実施状況に対する評価・意見は委員の意見であるが、住民の評価はどう生かされるのか。調査結果については委員が読み取ることになるのか。
事務局	それについても次の議題で実態調査の報告をさせていただく。
委員長	調査時期が今年の1月であるから、この結果を第4期にどう反映させていくかということになる。 では議事(4)第4期川崎市地域福祉計画の策定について、事務局から説明を願う。
事務局	(第3回川崎市地域福祉実態調査報告書概要版に基づき調査結果について説明)
事務局	(資料5に基づき策定指針について説明)
事務局	基本理念は第3期を踏襲するが、推進検討会議や実態調査でも明らかになった課題として、災害時要援護者対策の充実、「川崎市地域見守りネットワーク事業」等の充実、民生委員児童委員の活動支援について、各区は地域課題に取り組みつつ、この3点について市計画、区計画にも反映させていきたいと考えている。
委員長	ただいまの説明で、ご質問、ご意見はあるか。
委員	3つの重要課題は理解できる。市は全体を含めた計画になるので、情報公開のバリアについては、要援護者対策にしても、民生委員にしても苦勞しているところであり、情報が入らないで活動しなければいけない状況を、市レベルで条例改正も含めて私たちが提案していくぐらいのことをしなければいけないと思う。マンションでは災害時要援護者の登録について、防災担当が困難な思いをしている。居住者の名簿もない状態であったのを、必要だからと強制的に名簿を配ったり、封筒に捺印して、どういう時に開けるかというルール作りをし、毎年更新して情報を把握する方法をとったりしている。 委員が持っている情報を共有しながら、文言を議論するのではなく踏み込んでやっていただきたいという希望である。
委員長	それもあるが、もっと市から情報を提供してもらう必要がある。個人情報保護法への過剰反応があり、災害時緊急時は個人情報保護法の範囲ではないが、皆さん誤解しているので、その方法は丁寧にやらなければいけない。 推進検討会議でも出ていたが、条例ということは考えなければいけないかもしれない。
事務局	進捗管理として推進検討会議が並行しており、実態調査の項目もその中で検討したものである。地域福祉という考え方は長い年月をかけて土台が作られており、それに加えて近年の重点課題を議論いただいたものである。 情報についても推進検討会議でも議論されたが、具体的にどうするか考えていった方が効果的に進むのではないかと考えている。個人情報保護の過剰反応と同じように、情報の開示というだけでなく、誰がどのように使うのか示さないために止まってしまうことがよくある。災害対策基本法が閣議決定し、国会

	で議論が始まっていることなどを睨みながら、それをどう生かすかが重要になってくると思う。個々の情報の扱い方を具体的に議論いただきたいと考えている。
委員	二次避難所については既に何か所か契約されているところだと思う。
事務局	24 年度末で市内で 178 か所である。
委員	どう運営していくかはまだマニュアルがなく、訓練もしていない状態であるので、早急をお願いしたい。 日本弁護士連合会から、「災害時要援護者及び県外避難者の情報共有に関する意見書」が平成 23 年 6 月 17 日付で出されている。また、「災害時における要援護者の個人情報提供・共有に関するガイドライン」が平成 24 年 10 月 23 日に出ている。市でもぜひ参考にさせていただきたい。
委員	委員に配付していただきたい。 要援護者の登録と同時に、誰が実際に行動できるかということも含めて末端でシミュレーションしていかなければいけないと思うが、それはできていないのか。
委員	支援組織用のガイドラインには訪問時のチェックリストや、名簿の管理の方法、支援のポイントなど、自主防災組織に向けて書かれている。
委員	その人材がいるかどうかである。
委員	それが一番問題で、自治会の取り組みになってくるが、実際には難しい面もあると思うが、せっかくできたのであるから、活用できるように動いていただきたい。民生委員だけではできない。
委員	情報の共有ということでは、平成 24 年 6 月から自治会・町内会と民生委員が共有できるようになったが、災害時にどうやって助けるか協力員も考えておかないといけいないと思っているが、自治会によって温度差がある。
委員	社会福祉士と精神保健福祉士の資格を持っているが、社会福祉士は認知度が低い。しかし、専門職であり、こういう場合には民生委員の協力員として活用意義があると思う。実際に動ける組織を作らなければ意味がない。国際公務員を辞めたあと、欧州に行ったり来たりして現場を見た。ボランティアと言わず、グッドウィルといって、やりたいことをやるわけだが、高齢者が高齢者を支援するということがうまく機能している。特に川崎市は人口密度が高いのでそういう組織を育てていかなければいけないと思っている。市レベルでは大きなものを決めていくということだが、下が動けるようなものを決めないといけいないと痛感している。シンポジウムなどをやってきて、反応をみると、市民は必要なことは分かっているけれど行動が伴わないことと、リーダーがいない、場所が無い、意識の高い人に集中して後が続かない。末端の組織づくりに役立つものをやっていかなければいけない。いろんな課が関わっているので、風通し良く、無駄のない会議をお願いしたい。
委員	実態調査について、12 ページの（6）「地域において問題となっていること」で、「特に問題だと感じていることはない」が増えてきているが、どの年代な

	のか、気になるところをクロス集計していただくことは可能か。また、24 ページの「情報提供、相談の場づくり」が第3回で非常に少なくなっているのはどういう人なのか、クロス集計していただきたい。概要版ではなく全部の報告書はいただけるのか。送っていただけるようであれば、ピックアップしてお知らせする。 他市町村との比較はできるか。
事務局	クロス集計は可能である。他市町村との比較は設問が同じであれば可能であるが、サンプル数も違うので難しい。
委員長	他にないようであれば、最後の（５）今後の予定について事務局から願うする。
事務局	（「第４期川崎市地域福祉計画策定スケジュール（予定）」に基づき説明）
委員長	並行して各区で区別の計画が作られているということであるか。
事務局	その通りである。市の総合計画も並行して作られている。
委員	７月に骨子案検討・作成ということは、ここでもう決まってしまうということか。
委員長	事務局案があがってきて、第２回会議で議論する。
委員	事前送付されるので、中身を吟味して第２回会議で意見を出すことになる。今日の内容も加味したものになると思う。
委員長	その他何かあるか。 ないようなので、以上で議事をすべて終了した。 進行を事務局にお返しする。
事務局	次回は９月上旬を予定しているが、事前に通知し、事前に送れる資料はお送りする。中込委員に情報をいただいた資料と、調査結果報告書については別に早めにお送りしたい。
事務局	本日は協議会にお集まりいただき、活発なご議論をいただきお礼申し上げます。これから 11 か月、いろんなご意見を頂戴し新たな計画策定を進めてまいりたい。地域福祉計画を推進する中で市民と共に福祉のあり方を考え、地域で誰もがその人らしく安心して生活が送れるようなネットワークが作れるようにしていきたいと考えている。今後ともご協力をお願いしたい。
	（閉会）